

大川広域行政組合職員の分限に関する手続及び効果に関する規則

〔平成17年 8月31日  
規則 第13号〕

改正 令和 6年 2月22日規則第 1号

(趣旨)

**第1条** この規則は、大川広域行政組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和47年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第6号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(診断書)

**第2条** 任命権者は条例第2条第1項の規定により、医師2名を指定して診断を行わせた場合には、病名及び病状の外、その職員が引き続き職務の遂行ができるかどうかについての具体的な意見を、書面をもって当該医師より徴しなければならない。

(書面の交付及びその写しの提出)

**第3条** 条例第2条第2項に規定する書面の交付は、当該職員に直接行わなければならない。ただし、直接に交付し難い場合には、配達証明郵便等確実な方法により送達するものとする。

2 任命権者は、前項に規定する書面を交付したときは、速やかに書面の写しを香川県人事委員会（公平委員会）に提出しなければならない。

(診断又は報告)

**第4条** 任命権者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項第1号に該当して休職中の者に対し、必要と認めるときは、医師を指定して診断を行わせ、又は医師の診断による病状の報告を求めることができる。

(休職期間中の更新)

**第5条** 条例第3条第1項の規定による休職の期間が3年に満たない場合においては、任命権者は、必要に応じ、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

(復職及び更新の手続並びに期間の通算)

**第6条** 任命権者は、条例第3条第2項の規定により休職者を復職させるとき、又は前条の規定により休職期間を更新するときは、医師2名を指定してその診断の結果に基づき、これを行わなければならない。

2 休職処分に付された職員が条例第3条第2項の規定による復職後、再び同一疾患により休職処分に付された場合には、その者の休職期間は復職前の休職期間に引続いたものとみなす。ただし、復職後6月を経過しているときはこの限りでない。

(休職理由の消滅)

**第7条** 休職者は、休職の理由が消滅したと認めるときは、その旨を任命権者に申し出なければならない。

2 任命権者は、前項の申出があったときは、速やかに前条の規定により復職の手続を行わなければならない。

(処分説明書及びその写しの提出)

**第8条** 地公法第49条第1項又は第3項の規定により当該職員に交付すべき説明書は、別記様式によるものとする。

2 任命権者は、前項の説明書を当該職員に交付した場合には、速やかにその写しを香川県人事委員会（公平委員会）に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（令和6年2月22日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1条及び第2条の規定により作成した様式で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

## 別記様式（第8条関係）

## 処 分 説 明 書

地方公務員法第49条第1項（第49条第3項）の規定により、職員の分限に関する処分説明書を交付する。

被 処 分 者	所 属	
	職 名	
	氏名（ふりがな）	
	級 及 び 号 給	級 号給
処 分 の 内 容	処 分 発 令 日	年 月 日
	処 分 効 力 発 生 日	年 月 日
	処 分 説 明 書 交 付 日	年 月 日
	根 拠 法 令	
	処 分 の 種 類 及 び 程 度	地方公務員法第28条第___項第___号により、 _____する。
	処 分 の 理 由	
処 分 者		印
<p>（教示）</p> <p>1 この処分についての審査請求は、地方公務員法第49条の2の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3ヶ月以内に、香川県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対してすることができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。</p> <p>2 この処分についての処分の取消しの訴えは、審査請求に対する人事委員会の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事委員会の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3箇月を経過しても、人事委員会の裁決がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する人事委員会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大川広域行政組合を被告として（訴訟において当組合を代表する者は、各任命権者となります。）提起しなければなりません。ただし、期間内であっても、人事委員会の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。</p>		